鳥取県病院局訓令第5号

鳥取県病院局被服交付規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年10月1日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出

鳥取県病院局被服交付規程の一部を改正する訓令

鳥取県病院局被服交付規程(平成7年鳥取県病院局企業訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条 の表示に下線が引かれた条(以下「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移 動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条(以下「削除条」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び様式の表示並びに削除条を除く。以下「改正部分」という。) に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。)が存 在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当 該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下「移動様式」という。)に対応する同表の改正後の 欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下「移動後様式」という。)が存在する場合には、当該移動様式を当該移 動後様式とし、移動様式に対応する移動後様式が存在しない場合には、当該移動様式を削る。

改正後

改正前

(交付の対象、品目等)

第2条 被服の交付を受ける職員(非常勤職員を含┃第2条 被服の交付を受ける職員並びに被服の品目、員 む。)並びに被服の品目、員数及び標準使用期間は、 別表のとおりとし、被服の形状については、現業職員 の被服の交付及び使用に関する規程(昭和39年鳥取県 訓令第10号)及び現業職員以外の職員の被服の交付及 び使用に関する規程(昭和43年鳥取県訓令第5号)の 適用を受ける者の例による。ただし、病院長は、特別 の事由がある場合は、被服の品目の全部又は一部を交 付しないことができる。

(交付の対象、品目等)

数及び使用期間は、別表のとおりとし、被服の形状に ついては、現業職員の被服の交付及び使用に関する規 程(昭和39年鳥取県訓令第10号)及び現業職員以外の 職員の被服の交付及び使用に関する規程(昭和43年鳥 取県訓令第5号。以下「現業職員の被服規程等」とい <u>う。</u>) の適用を受ける者の例による。

(使用期間の伸縮等)

- 第3条 所属の長は、特別の事由がある場合は、前条の 規定にかかわらず、被服の使用期間を伸縮し、又は形 状を変更することができる。
- 2 所属の長は、特別の事由がある場合は、前条の規定 にかかわらず、被服の品目の全部又は一部を交付しな いことができる。
- 3 所属の長は、第1項の規定により、被服の使用期間 を短縮しようとするときは被服使用期間短縮承認申請 書(様式第1号)を、被服の形状を変更しようとする ときは被服形状変更承認申請書(様式第2号)を病院 事業の管理者(以下「管理者」という。)に提出して

その承認を受けなければならない。

(交付時期)

第3条 被服の交付時期は、病院事業の管理者(以下 第4条 被服の交付時期は、管理者が別に定めるものと 「管理者」という。)が別に定めるものとする。

(他の用途への使用禁止)

第4条 略

(使用及び保管)

留意するとともに、別表に定める標準使用期間以上継 続して使用するよう努めなければならない。

2 及び3 略

(事故報告)

第6条 使用者は、被服を亡失し、又は損傷したとき│第7条 使用者は、被服を亡失し、又は損傷したとき は、物品取扱員(鳥取県病院局財務規程(平成7年鳥 取県病院局管理規程第12号)第44条第1項に規定する 物品取扱員をいう。以下同じ。)に報告しなければな らない。

(返戻)

- 第7条 使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合 第8条 使用者は、次のいずれかに該当する場合は、当 は、当該該当することとなった日から7日以内に被服 を物品取扱員に返戻しなければならない。
 - (1) 被服のき損等により新たな被服の交付が必要と (1) 被服使用期間が経過したとき。 なったとき。

(2) 略

(被服管理簿)

第8条 所属の長は、被服管理簿(別記様式)を備え、 被服の交付状況を常に明らかにしておかなければなら ない。

附 則

(施行期日)

1 略

(経過措置)

被服の交付及び使用に関する規程及び現業職員以外の 職員の被服の交付及び使用に関する規程(以下「現業 職員の被服規程等」と総称する。)の規定により交付 において、当該被服の使用期間は、現業職員の被服規

(交付時期)

する。

(他の用途への使用禁止)

第5条 略

(使用及び保管)

第5条 使用者は、被服を常に清潔にする等その保全に 第6条 使用者は、被服を常に清潔にする等その保全に 留意しなければならない。

2 及び3 略

(事故報告)

は、鳥取県病院局財務規程(平成7年鳥取県病院局管 理規程第12号)第44条第1項に規定する物品取扱員に 報告しなければならない。

(返戻)

- 該該当することとなった日から7日以内に被服を物品 取扱員に返戻しなければならない。

(2) 略

(被服管理簿)

| 第9条 所属の長は、被服管理簿(様式第3号)を備 え、被服の交付状況を常に明らかにしておかなければ ならない。

附 則

(施行期日)

1 略

(経過措置)

2 この企業訓令の施行日前において、現に現業職員の 2 この企業訓令の施行日前において、現に現業職員の 被服規程等の規定により交付している被服は、この企 業訓令の規定により交付したものとみなす。この場合 している被服は、この企業訓令の規定により交付した 程等の規定により交付した日から起算するものとす ものとみなす。この場合において、当該被服の使用期 る。 間は、現業職員の被服規程等の規定により交付した日 から起算するものとする。

3 略

別表(第2条関係)

				標準	
	被服の交付を受ける職	品目	員数	使用	摘要
	員			<u>期間</u>	
				(月)	
Ī	略				

3 略

別表(第2条関係)

被服の交付を受ける職 員	品目	員数	<u>使用</u> <u>期間</u> (月)	摘要
略				

被服使用期間短縮承認申請書

様式第1号(第3条関係)

管理者 様 年 月 日 所属長 職 氏 名 印 下記被服の使用期間を短縮したいので申請します。 職名 氏 名 品目 員数 現 行 の 短縮しよ 短縮の 使用期間 使用期間 慢用期間			,,,,,	10111111111111							
所属長 職 氏 名 匠 下記被服の使用期間を短縮したいので申請しま す。 職名 氏 名 品目 員数 現 行の 短縮しよ 短縮の 使用期 うとする 理由	管理	者	様								
下記被服の使用期間を短縮したいので申請します。 職名 氏 名 品目 員数 現 行 の 短縮しよ 短縮の 使用期 うとする 理由								年	F	į	E
す。 職名 氏 名 品目 員数 現行の 短縮しよ 短縮の 使用期 うとする 理由				所属	長 〕	職	氏			名	E[.
す。 職名 氏 名 品目 員数 現行の 短縮しよ 短縮の 使用期 うとする 理由											
職名 氏 名 品目 員数 現 行 の 短縮しよ 短縮の 使用期 うとする 理由	下	記被	服の	使用	期間を	を短約	宿し1	こいの	で申	請し	ノま
使用期うとする理由	す。				1	1					
	職名	氏	名	品目	員数	現彳	うの	短縮	しよ	短約	宿の
間の使用期間						使月	月期	うと	する	理日	₽
						間		使用	期間		

樣式第2号(第3条関係)

	被服形状变更承認申請書							
管理者	樣							
					年	月	日	
		所属長	職	氏		名	印	
下記袖	下記被服の形状を変更したいので申請します。							

職の区分	品目	変更の理由	変更の主な相違点
変更しよ		(図を記入	のこと。)
うとする			
被服の形			
状			

別記様式(第8条関係) 略

<u>樣式第3号</u>(<u>第9条</u>関係) 略

附 則

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。